

新発田市公共施設照明設備 LED 化業務委託プロポーザル仕様書

1 業務名

新発田市公共施設照明設備 LED 化業務委託

2 目的

新発田市（以下「本市」という。）が所有する公共施設（以下「公共施設」という。）の LED 化に伴う省エネルギー効果の検証、最適な照明設計・施工管理など、専門的な知識と技術に基づく提案を求め、公共施設のコスト削減及び新発田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる温室効果ガス削減目標を達成するために、公共施設照明設備の LED 化を実施する。

3 業務概要

- (1) 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
- (3) 対象施設内の照明器具のうち、LED化がされていないものについては、原則としてすべてLED照明への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具については必要に応じてLED照明への更新を行う。

4 対象施設

別紙実施要項のとおり（別紙「新発田市公共施設照明設備 LED 化業務委託施設一覧表」）

5 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 18 日まで

6 提出書類

(1) プロポーザル方式参加申込時の提出書類

別紙実施要項のとおり

(2) 契約締結時の提出書類

- ア 契約書
- イ 着手届
- ウ 配置業務責任者届出書

(3) 契約後の提出書類

- ア 使用器具提案書
- イ 施工検討報告書
- ウ 作業計画書
- エ 試験計画書
- オ 作業月報及び作業工程表（月間）
- カ 完了届

(4) 該当する場合のみ

- ア 債権者登録申請書（新規・変更）
※債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合
- イ 再委託（変更）承諾申請書

- ウ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）
※業務の一部を第三者に委託する場合。

7 業務内容

本業務の仕様は、以下のとおりとする。

対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案をもとに、本事業に係るLED照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施すること。

保守・運用については本事業の対象外であるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

(1) 業務概要

- ア 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査により設計（施工検討）を行うこと。
- イ 施設ごとに、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。
- ウ 承認を受けた施設から、施設内での作業の具体的な日程調整を本市担当者及び施設担当者を行うこと。
- エ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- オ 現場施工について、作業計画書に従って施工されているか施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者及び施設担当者へ書面で報告すること。
- カ 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に本市担当者及び施設担当者と協議し作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- キ 作業完了後に施設ごとの完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設ごとに受けること。
- ク 全対象施設の本市の確認が完了した段階で本業務の完了とする。業務完了後に速やかに本市の検査を受けること。検査の結果、補修等が必要と認める場合は、受託者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けることとする。

8 LED照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ア 本業務におけるLED照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具の本体を更新することでLED化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管LEDランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。
- イ 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーから選定すること。
また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ウ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得していること。
- エ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。
- オ 本業務は、環境負荷低減を目的としているため原則としてすべての照明器具（ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等を含む）の更新を行うものとするが、対象施設内の既設照明器具がLED照明器具であり、環境負荷低減の観点から再利用が可能な場合には、本市担当者及び施設担当者に報告し、原則として既設流用するものとする。
- カ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、本市担当者及び施設担当者に報告しLED照明器具への更新の指示を受けること。
- キ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

- ク 使用器具提案書に示した性能を満たすLED照明器具を使用することとし、事前に本市担当者に使用器具提案書を提出し承認を得ること。
- ケ 一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）ごとに同一メーカーの製品でまとめることとする。
- コ 照明器具の保証期間は1年とし、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- サ 保証期間内に本市の責めに帰すことができない理由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、洪水、地震等自然災害や火災、その他の自然的若しくは人為的事象の発生により受託者の責めに帰すことができない場合はこの限りでない。

(2) LED灯具の性能・構造

- ア 光源（LED）寿命40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。
- イ 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色や照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議し仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、事前に本市担当者に相談し確認すること。
- ウ LED照明器具の使用に当たり、ちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。
また、LED更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

9 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ア 現地調査を行うに当たり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡し日程調整をすること。
- イ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ウ 現地調査後、施設ごとに、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。
- エ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者であること。
- オ LED更新作業にあたっての安全管理については、施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担により行うこと。
- カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、施設担当者と調整し作業計画書に反映させること。
- キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、施設担当者と調整し作業計画書に反映させること。
- ク 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書により本市へ提出すること。
- ケ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当者と調整すること。
- コ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書により本市へ提出すること。

(2) 現場施工

- ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。
また、上記以外の作業（足場の設置等）については、施設担当者と協議し施設運営に支障のない施工を行うこと。
- イ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- エ 誘導灯及び非常照明器具のLED照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議し器具選定を行うものとする。また、現行法令に適合していない場合は、本市担当者と協議し改善策を提案すること。
- オ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に本市担当者及び施設担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこと。
- カ 撤去した既設照明器具については、PCB含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合には、取り扱いについて本市担当者及び施設担当者と協議すること。
- キ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。
- ク LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、本市担当者及び施設担当者に結果報告し作業を行いアスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受託者にて行うこと。
- ケ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、施設担当者と協議しその方法について決定すること。
- コ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- サ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- シ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

10 完成図書及び完成図

LED照明器具の更新作業完了後に、以下の書類等を各施設ごとに作成し提出すること。

(1) 書面による提出

【完成図書】各施設ごとに1部提出

- ア 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- イ PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ウ 完成図（照明器具一覧表、照度分布図）
- エ 作業工程表（月間）（実施工程表）
- オ 保証書（現場竣工確認引渡書、機器製品保証書）

(2) 電子データ（PDFデータ含む）による提出

上記書類に加え

- カ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- キ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ク 施工写真（竣工写真）

電子データの仕様については、以下のとおりとする。

- ・ Microsoft 社 Windows10 以上で表示可能なものとする。
- ・ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
文章：Microsoft 社 Word(ファイル形式は Word 2016)
計算表：Microsoft社Excel(ファイル形式はExcel 2016)

11 委託料の支払い

- (1) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証事業会社をいう。）と契約書記載の委託期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本市に寄託して、契約金額の10分の4に相当する額以内の額の前払金及び契約金額の10分の2に相当する額以内の額中間払金の支払を本市に請求できるものとする。この場合において、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、契約金額の10分の6を超えないこと。
- (2) 現地調査・作業検討終了時及び更新作業完了時において、使用器具提案書に記載された内容と現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は、本市担当者及び施設担当者と協議すること。
- (3) 現地調査・作業検討終了時点で、委託料に変更が生じた場合は、施設ごとに委託料の内訳書を提出し市担当者と協議すること。

12 その他

- (1) 受託者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに本市担当者に連絡をすること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市担当者と協議することとする。